|  |
| --- |
| 帰　属　承　諾　書令和　　年　　月　　日　　　和歌山県知事　様申請者　住　所　〒　　　　　　　　　　　　　　河川法（昭和３９年法律第１６７号）第２０条の規定に基づく承認工事の施行により設置する下記の施設については、当該工事の完成検査に合格した日から河川管理施設となることに同意します。また、その所有権については、全て無償で国に帰属することを承諾します。記１　工事の目的２　工事の場所３　名称又は種類 |